

国見町告示第 41 号

国見町下水道使用料に係る過誤納返還金支払要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国見町長 村 上 利 通

国見町下水道使用料に係る過誤納返還金支払要綱の一部を改正する告示

国見町下水道使用料に係る過誤納返還金支払要綱（平成27年国見町告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第231条の3第4項」を「第236条」に改める。

第3条第3項中「年5%」を削る。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。